

介護・医療連携推進会議の開催

自己評価・外部評価の実施

介護保険法の改正に伴う地域密着型サービスの創設に伴い、平成 18 年度から事業所ごとに運営推進会議の設置が義務づけられ、事業所指定の要件にもなっています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におかれましては、利用者や地域住民の代表者等に対して、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として運営推進会議に代わり「介護・医療連携推進会議」を設置するものであり、地域の理解と支援を得るための貴重な機会となります。

1 介護・医療連携推進会議の概要

(1) 開催単位

利用者のプライバシー確保の観点から、原則、事業所単位で会議を設置。

(2) 開催頻度

おおむね 6 月に 1 回以上。

(3) 委員構成（委員数は下記の各分野から 1 人以上、計 5 人以上とします。）

○利用者又は利用者の家族

○地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）

○地域の医療関係者（医師・医療ソーシャルワーカー等）

○当該サービスに知見を有する者

○市の職員又は当該事業所等を管轄する地域包括支援センターの職員

これらの者について、やむを得ない事情により、会議へ出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を報告する等により、一定の関与を確保しなければなりません。

(4) 内容

委員に活動状況報告をし、その評価を受ける。また要望・助言を聴く。

(5) テレビ電話装置等の活用について「令和 3 年度制度改正部分」

感染症の発生及びまん延等防止の観点から、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。

ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等を活用することについて当該利用者又はその家族の同意を得なければなりません。

(6) 合同開催について

介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。

- 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護する。
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。

2 自己評価及び外部評価の概要

(1) 趣旨

自己評価及び外部評価は、介護・医療連携推進会議を活用して行うことで、サービスの質の客観性を高め、サービスの改善及び質の向上を図ることを目的としています。

利用者へのサービス提供にあたっては、事業所がこのような取組を行うことが必要であることについて職員に対して十分に意識づけを図ることが重要です。

(2) 実施頻度

年1回以上（新規指定を受けた事業所は、指定年度の翌年度から開始）

(3) 評価の流れ

①自己評価

自己評価の実施にあたっては、「自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価欄」を活用します。管理者や計画作成責任者が一人で作成するものではなく、全ての職員が参加し、それぞれの考えや実践、項目に関する捉え方の違いなどを話し合います。

②外部評価

外部評価は、市職員や地域包括支援センター職員をはじめ地域住民等が参画する介護・医療連携推進会議で行います。外部評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員の参加は必須です。

(3) サービス評価まとめ

事業所は、介護・医療連携推進会議で検討した結果を「外部評価コメント」欄に記入します。「自己評価・外部評価 評価表」が完成したら、次回の介護・医療連携推進会議で報告し、評価を確定します。また、出席した市職員・地域包括支援センター職員にも確認します。

(4) サービス評価の提出

評価の確定後、速やかに介護保険課へ結果を提出します。

(5) 評価結果の公表

次の方法等により公表してください。

- 利用者及びその家族に対して手渡し又は郵送
- 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
- 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示